

「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の概要

1 趣旨

都市住民等への趣味的な利用を目的とした農地の貸し付けについて、農地法等に関する特例を措置。

2 概要

(1) 特定農地貸付けの定義

農地の貸付けで、次に掲げる要件に該当するもの。

- ① 10アール未満の農地の貸付けで相当数の者を対象として定型的条件で行われること。
- ② 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。
- ③ 貸し付け期間が5年を超えないこと。

(2) 特定農地貸付けの実施主体

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付けについては、次の要件を義務付け。

- ① 適正な農地利用を確保する方法等を定めた貸付協定を市町村との2者間で締結（②により農地を借受けて特定農地貸付けを実施する場合は、市町村と当該農地の貸付けを行う地方公共団体又は農地保有合理化法人との3者間）
- ② 農地を所有していない者の場合は、地方公共団体又は農地保有合理化法人から農地の使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けて特定農地貸付けを実施

(3) 特定農地貸付けの承認

- ① 特定農地貸付けを行おうとするときは、申請書に貸付規程（地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、貸付規程及び貸付協定）を添えて農業委員会へ承認を申請。
- ② 農業委員会は、承認の申請が、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて農地が適当な位置にある等一定の要件に該当する場合は承認。

(4) 農地法等の特例（承認の効果）

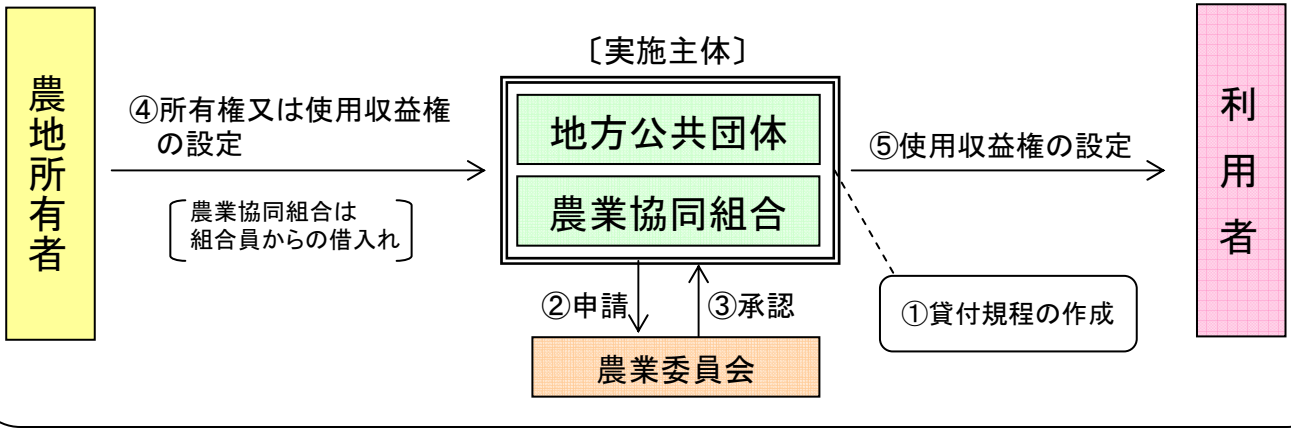
- ① 特定農地貸付け及びそのための農地の権利の取得については、農地法第3条の許可及び同法の小作地所有制限等の規定の適用を除外。
- ② 農業協同組合は、農業協同組合法の規定にかかわらず、組合員の所有する農地について、特定農地貸付けを行うことが可能。
- ③ 特定農地貸付けの承認を受けた者（ただし地方公共団体及び農業協同組合以外で農地を所有していない者の場合は、この者に農地を貸し付けた地方公共団体又農地保有合理化法人）を、その農地について権原に基づき耕作の業務を営む者とみなし、土地改良事業への参加資格を付与。

注：下線部分は平成17年9月1日から適用（特定農地貸付法の一部を改正する法律（平成17年法律第52号）

特定農地貸付法のしくみ(開設主体別)

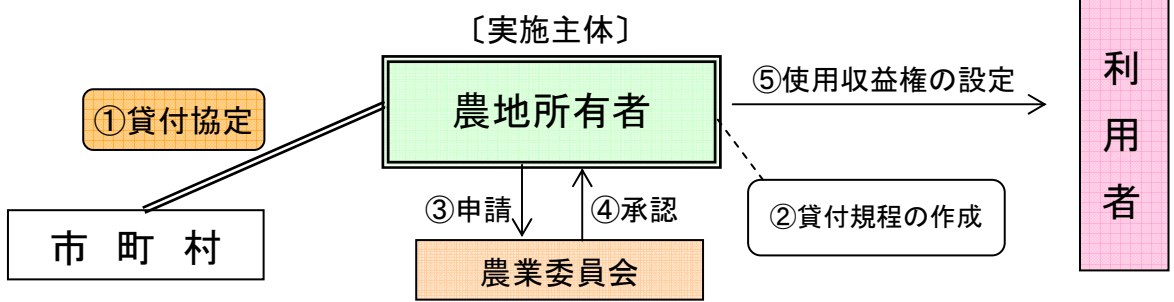
1 地方公共団体及び農業協同組合の場合

改正前の特定農地貸付法に同じ

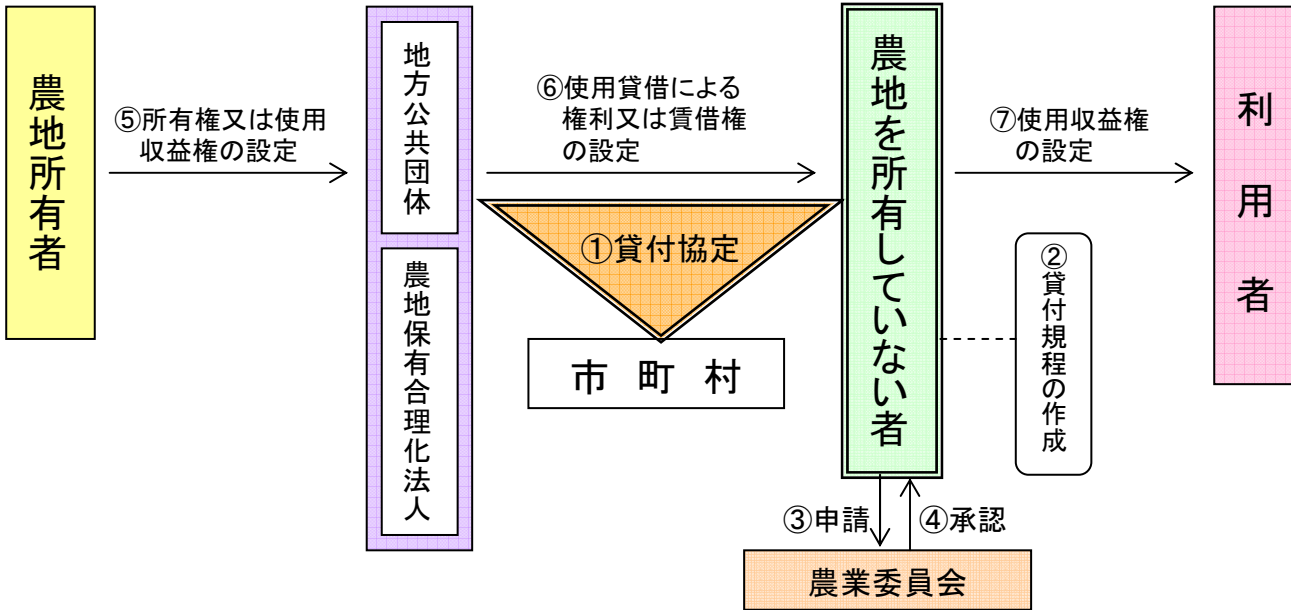


2 地方公共団体及び農業協同組合以外で農地を所有している者の場合(農家等)

改正特定農地貸付法(平成17年9月1日施行)により追加



3 地方公共団体及び農業協同組合以外で農地を所有していない者の場合(NPO・企業等)



メリット

- ・農地法の権利移動の許可等が不要
- ・農業協同組合の事業能力の特例及び土地改良事業の参加資格の特例